（ 設 立 認 証 申 請 用 ）

役　　　員　　　名　　　簿

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 特定非営利活動法人の名称 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　名 | フリガナ氏　　名 | 住　所　又　は　居　所 | 報酬の有無 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

◇　役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が５人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が６人以上の場合、各役員につき、１人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（６ページ参照）

◇　役員報酬を受けることができる者は、役員総数の３分の１以下です。